

新たな移動手段の検討支援業務委託仕様書（案）

（目的）

第1 本業務委託は、東村山市地域公共交通あり方検討会においてまとめられた「東村山市における新たな移動手段確保の方向性に関する提言書」をもとに、今後の技術開発を視野に入れ、新たな移動手段の実験運行に係る運賃収入・運行経費の試算等、東村山市（以下「甲」という。）の実情に合った移動手段の検討が進むよう支援する。

（適用範囲）

第2 受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき、本業務を実施するものとする。

（履行期間）

第3 履行期間は、契約締結日の翌日から令和5年3月31日までとする。

（業務内容）

第4 本業務の作業内容は以下を基本とする。

- 1 新たな移動手段の実験運行の検討に関する支援
 - (1) 「東村山市における新たな移動手段確保の方向性に関する提言書」をもとにした実験運行方式の検討
 - (2) 運行事業者等ヒアリング支援
 - (3) 実験運行に関する経費及び収入等の試算
 - (4) 実験運行に関する事業・運行計画の策定支援
 - (5) 事業の持続可能性の確保に向けた運行継続基準の検討支援
- 2 関係会議協議資料作成
 - (1) 国や都などの関係機関協議に関する支援
 - (2) 東村山市地域公共交通会議などの会議資料作成
 - (3) オンライン打合せ（都度）
- 3 先進事例調査
 - (1) 新たな移動手段に関する施策に先進的に取り組む事例の調査
 - (2) 先進事例の経費及び収入等に関する分析・資料作成
- 4 業務報告書等の作成
 - (1) 検討及び調査結果等のとりまとめ

（打合せ及び記録）

第5 乙は、本業務実施に当たり、次に掲げることを遵守すること。

- (1) 乙は、業務の着手に当たり甲と十分な打合せを行い、また、業務中にあっても緊密に連絡を取り、積極的に本業務達成に努めること。本業務の実施に当たり甲の要請があった場合、もしくは業務上必要が生じた場合には、甲と打合せもしくは協議を行うこと。
- (2) 乙は甲と打合せもしくは協議を実施したときは、その都度記録書を作成の上、甲に提出し、甲、乙相互に確認するものとする。

(提出書類)

第6 乙は、本業務実施に当たり、次に掲げる書類を甲に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 委託着手届
- (2) 工程表
- (3) 代理人及び主任技術者通知書
- (4) 経歴書
- (5) その他、甲が指示したもの。また、上記については、提出する前に監督員と協議し、提出すること。

(法令等の遵守)

第7 本業務の実施に当たり、関連する法令を遵守すること。

(秘密の保持)

第8 本業務において、業務上知り得た情報を他人に漏らさないこと。

(公益確保の義務)

第9 本業務を行うに当たっては、公共安全、環境の保全、その他公益を害することのないように努めること。

(貸与する資料の取扱い)

第10 甲は、業務の遂行上必要な資料で、甲が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、乙は業務完了後、速やかに返却しなければならない。

乙は、甲から貸与された業務に必要な資料等を損傷、滅失及び紛失した場合は、乙の責任において弁済しなければならない。

(損害賠償及び瑕疵担保)

第11 本業務中に第三者に与えた損害等は、すべて乙の負担とする。また、業務完了後に過失又は疎漏に起因する不良個所が発見された場合は、甲の認める修正及びその他必要な作業を甲の負担で行うものとする。

(完了)

第12 乙は、本業務完了に伴い、次に掲げる書類を甲に提出すること。

- (1) 委託完了届
- (2) 納品書
- (3) 納品内訳書
- (4) 検査結果報告書
- (5) その他、甲が指示したもの

(成果品の提出)

第13 乙は、本業務完了に伴い、下記報告書等を提出すること。

- | | |
|---------------|-----------|
| ・ 報告書 | 10部 (A4版) |
| ・ 打合せ記録簿 | 4部 (A4版) |
| ・ その他甲が指示した書類 | 適宜 |
| ・ 上記含む電子データ一式 | 1式 |

※ 電子データは直接印刷が可能な解像度の完成原稿の形 (PDF) を格納するものとする。また、上記データについて、可能な限り編集が可能であるデータ形式 (MS Word、MS Excel など) で原稿及びその添付図 (グラフ・図形・写真) などを納入するものとする。

データは整理して Windows 対応の電子媒体 (CD-R 等) に格納すること。

(引渡し)

第14 本業務は、乙が本仕様書に指定された提出書類及び成果品一式を納品し、検査合格をもって業務の完了とする。また、成果品の納期については、相互協議の上、別途定めるものとする。

(物件の帰属)

第15 本業務で作成された成果品、資料等の所有権及び著作権はすべて甲に帰属するものとする。また、甲の許可なく成果品および資料を公表、貸与及び使用することを禁止する。

(疑義)

第16 本業務の本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、その指示に従うものとする。